

様式第十二（第二十六条、第三百七十七条の九関係）

化粧品製造業許可申請書

製造所の名称		株式会社東京薬事		賃貸ビルの場合はビル名まで入力してください。「三丁目 24 番 1 号」を「3-24-1」と記載することも可能です	
製造所の所在地		東京都新宿区百人町三丁目 2 4 番 1 号 本館			
許可の区分		医薬品医療機器等法施行規則第25条第3項第2号（包装・表示・保管）			
製造所の構造設備の概要		別紙のとおり			
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名		東京都 太郎、東京都 花子			
管理者又は責任技術者	氏名	都庁 一郎	資格	医薬品医療機器等法施行規則第91条第2項第2号	
	住所	東京都新宿区西新宿二丁目 8-1			
頁 務申請者（法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠格条	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から3年を経過していない者			全員なし	
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消の日から3年を経過していない者			全員なし	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を完了し、残刑のない者となつた後、3年を経過し、その後、再び禁錮以上の刑に処せられる虞を生ずる者	役員が1人の場合は「なし」と記載してください。 2名以上の場合は「全員なし」と記載してください			全員なし
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇毒物取締法、薬事法、薬事法違反処罰法等に関する法令で政令で定めるもの又はこれらに違反行為があつた日から2年を経過していない者				全員なし
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者				全員なし
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者				全員なし
	(7) 製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者				全員なし
備考					

上記により、化粧品の製造業の許可を申請します。

令和3年 8月 1日

登記事項証明書どおり入力してください。「三丁目24番1号」を「3-24-1」と記載することも可能です。

住所 東京都新宿区百人町三丁目 2 4 番 1 号

氏名 株式会社東京薬事

代表取締役 東京都 太郎

東京都知事

殿

担当者、連絡先と業者コードを記載してください。

担当者：東京都 花子

連絡先：電話：03-5937-1029 FAX：03-5937-1043

業者コード：999999-000

999999-001

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 5 許可の区分欄には、第25条第1項から第3項までの各号又は第137条の8各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 管理者又は責任技術者の資格欄には、管理者にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者にあつてはその者が第91条第1項及び第2項各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。
- 9 薬局製造販売医薬品の製造業にあつては、備考欄にその薬局の開設許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 10 申請者が他の区分の製造業の許可又は登録を取得している場合には、備考欄に当該許可の区分及び許可番号又は当該登録の登録番号を記載すること。